

令和3年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年4月20日(火) 午後2時35分～午後3時35分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～4号)
日程第3	非農地証明願について (会長提出議案第5号～10号)
日程第4	農地改良届について (会長提出議案第11号)
日程第5	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第12号～13号)
日程第6	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第14号～15号)
日程第7	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第16号～23号)
日程第8	農地利用集積計画の審議について (会長提出議案第24号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	2 吉原博美 11 川田政美
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査 松本美佳主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	

議長（会長）

定刻が参りましたので、ただ今より令和3年4月定例会を始めたいと思います。

先程の総会につきましては、皆様のご協力を得まして無事終わることができました。ありがとうございました。疲れているとは思いますが、ただ今より定例会を始めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認等を行っていると思いますので、後でよろしくお願い致します。

なお、本日、新規就農の案件がありましたが、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7名で聞き取り調査を行っていますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は、18名中16名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。それでは、6番稲田委員さん、7番間嶋委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

それでは、こちらのA4の資料をご覧ください。

まず、農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しています。こちらの1ページをご覧ください。これは賃借権を中途解約するものです。

貸人は●●●●●、●●●●●様、借人は●●●●●、●●●●●様で、申請地は●●●●●番●他1筆です。解約理由は病気等で労力不足となったものです。

次に、使用貸借に係る農地の返還通知書を1件受理しています。2ページをご覧ください。貸人は●●●、●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●で、申請地は●●●●●番●です。解約理由は転用のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第4号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第2号及び第4号は●と●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和3年4月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●番●他6筆、計7筆、台帳地目、田6筆、畑1筆、現況地目全て畑、地積合計2,748㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積466㎡、受人従事数2。資料としましては1ページ目でございます。申請地は●●●●●東150mに位置し、譲受人については、●●●市に農地を所有しており、精農審査の結果、問題もございませんでした。資料、議案10ページの整理番号13号の関係案件でもございます。利用権設定申請として1,578㎡がついております。

続きまして、会長提出議案第3号、地区番号5、受付年月日、令和3年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積362㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転、経営面積6,707㎡、受

し、山林化したものです。お手元の資料19ページ、20ページをご覧ください
だきたいと思います。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から西へ約220mに位置しております。申請者は平成14年11月に相続をしております。この申請地は周囲が山林に囲まれ、昭和50年頃から耕作不能な状態が続き、山林化したものです。18ページが現況写真になるので、ご確認ください。説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員

第5号議案ですが、4月15日に農業委員、推進委員、8名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりでございます。問題ないと思われま
すので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

第7号議案のご報告を致します。●●さんの田ですけれども、今、原野化
しております。先ほど事務局から丁寧に説明がありましたとおりで、耕作不
適の土地です。それで、イノシシなんかも走り回るそうです。私たちは仕方
ないでしょうということ認めます。よろしくご審議お願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

8号議案、9号議案、10号議案ですが、8号議案は祠が立っている周
りは少し石で囲ってありました。そこがそうだろうということで、13㎡の
ところが祠のところだろうと思います。

9号議案はブロックの小屋が建ってございました。そこももう大分前から建
っておるようでありました。

10号はもう山林化していました。事務局の言うとおりでありましたが、
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

地区代表委員の報告は終わりました。議案第5号から10号について質疑
ありませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第5号から第10号につきましてお諮りします。議案第5
号から第10号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第5号から第10号を原案のとおり認めることと致しま
す。

続きまして、日程第4 農地改良届について、会長提出議案第11号を議
題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをご覧ください。今回の農地改良届でございますが、1
件ございまして、面積にして当該農地面積が5,954㎡の7筆ございま

ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から東へ約250mのところを位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は老後の安定した生活資金の充実のため、今般申請に及んだものでございます。既存農地を整地した敷地に太陽光発電パネル240枚を設置し、敷地の東側電柱へと送電する計画でございます。また、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意、経済産業省の認定も受け、事業実施も確実であることから、許可相当と判断するものです。

続きまして、会長提出議案第13号、地区番号2、受付年月日、令和3年4月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、●●●●●●番●、全2筆。台帳地目田、現況地目宅地。地積208㎡。転用目的は宅地拡張で、建築面積292.11㎡。工事着完年月日についてですが、無断転用がございまして、昭和50年2月4日から昭和64年1月4日。農地区分、第2種農地。備考と致しまして、無断転用地で、併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済みでもありまして、資料としましては27ページから28ページでございまして、位置図を27ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から北西へ約500mのところを位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路に接しております。このたび住宅用地として利用している住宅の一部の無断転用が判明したため是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

松岡浩二委員 第12号議案、第13号議案、同じく4月15日に確認しました。事務局の説明のとおりでございます。また、第13号議案は無断転用の是正ですので、よろしく願いしておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。第12号及び第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号及び第13号につきましてお諮りします。議案第12号及び第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号及び第13号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第14号及び第15号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、今月の5条に基づく事業計画変更の案件は2件でございまして、面積にして3,938㎡、4筆でございます。

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第21号及び第23号を除く議案第16号から議案第23号につきましてお諮りします。議案第21号及び第23号を除く議案第16号から第23号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第21号及び第23号を除く議案第16号から第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、●と●●委員の関係する議案である第21号及び第23号の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いします。
議長（会長職務代理者）	それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。 (●●委員、●●委員 退席)
議長（会長職務代理者）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	<p>会長提出議案第21号、地区番号5、受付年月日、令和3年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積160㎡。転用目的、住宅拡張。建築面積212.91㎡。工事着完年月日、無断転用がございまして、昭和45年4月1日から昭和45年10月30日。権利は所有権移転売買、農地区分、第2種農地。備考としまして、無断転用、併せ利用地があり、農振個別除外事前協議済みでございます。資料と致しましては45から46ページで、位置図を45ページの左側に掲載しております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●から北東約780mに位置し、申請地の隣接は田、宅地、道路に接しております。申請人は昭和45年頃、北側隣接農地の一部を宅地拡張したもので、今般、無断転用が判明したため是正をするものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っており、また、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。</p> <p>会長提出議案第23号、地区番号5、受付年月日、令和3年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積140㎡。転用目的、宅地拡張。建築面積222.40㎡。工事着完年月日、令和3年6月1日から令和4年5月31日。権利は所有権移転売買、農地区分、第2種農地。備考としましては、併せ利用地があり、農振個別除外事前協議済みでございます。資料は49ページから50ページで、位置図を49ページの左側に掲載しております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●●●から北北東へ約980mのところの位置し、申請地の隣接は田、宅地、水路に接しております。申請人は県道拡幅工事に伴う代替地として宅地拡張のため申請に及んだものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上となります。</p>
議長（会長職務代理者）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件でございますので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

す。

21号につきましては、事務局の言うとおりでございます。

23号につきましては、県道の拡張工事に伴う宅地の変更なりあれで、農振除外も得ておりますので、問題ないと思われまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長職務代理者）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第21号及び第23号につきまして質疑等がございましたらご発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長職務代理者）

それでは、議案第21号及び第23号につきましてお諮りします。議案第21号及び第23号について異議ございませんでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長職務代理者）

それでは、議案第21号及び第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

退席されております●●委員、●●委員の再入場を認めます。

（●●委員、●●委員 着席）

議長（会長）

続きまして、日程第8 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第24号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号9番が●●委員さん、整理番号26番が●●委員さん、農地中間管理事業対象農用地等総括表の12番が●●委員さん、13番から15番が●●委員さん、17番が●●委員さんの関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第24号についてご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、9ページから12ページの説明となります。個人が13件、法人が2件、中間管理機構が16件の合計31件となっております。31件のうち、新規が19件、再設定が12件となっております。31件のうち、賃借権が7件、使用貸借権が24件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が1件、10,700円が1件、5,000円が3件、2,000円が1件、1,500円が1件となっております。期間は、10年が12件、6年が7件、5年が3件、4年が1件、3年が6件、1年が2件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の説明に入りたいと思います。こちらのA3の用紙をご覧ください。

貸付先は、個人が20件、法人が15件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が11件、使用貸借権が24件となっております。期間は、10年が16件、6年が16件、3年が3件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付けとなっております。以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、一括して質疑に入りますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言をお願い致します。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、整理番号9番、26番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の12番から15番、17番を除く議案第24号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。
続きまして、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の関係議案である整理番号9番、26番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の12番から15番、17番の審議に入りますので、それでは、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

（●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 退席）

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

農地利用集積計画の審議についてのほうの委員さんの案件は2件あり、新規が1件、再設定が1件となっております。2件のうち使用貸借権が2件となっております。期間は、5年2か月が1件、5年が1件となります。農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は5件で、賃借権が4件、使用貸借権が1件となっております。期間は、10年が4件、6年が1件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜の作付けとなっております。以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

（●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 着席）

議長（会長）

本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、事務局、ありませんでしょうか。

事務局

次回の定例会の開催でございますが、来月は5月20日木曜日、本庁のこの部屋、301、302で1時半から開催予定ですので、よろしくお願ひしたらと思います。以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和3年4月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議、ありがとうございました。

（ 3時35分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地改良届について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 6番

署名委員 7番